

第2次 愛川町 教育振興基本計画

【令和5年度～令和10年度】

～笑顔あふれる未来を担う人づくりをめざして～



愛川町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念	3
2 基本目標	4

第3章 基本方針

1 学校教育の基本方針	6
2 生涯学習の基本方針	6
3 青少年教育・家庭教育の基本方針	7
4 スポーツ・レクリエーションの基本方針	7
5 文化の振興の基本方針	7
教育振興基本計画の体系図	8
愛川町教育大綱のイメージ図	10

第4章 重点施策

1 学校教育の重点施策	11
2 生涯学習の重点施策	20
3 青少年教育・家庭教育の重点施策	22
4 スポーツ・レクリエーションの重点施策	25
5 文化の振興の重点施策	27

第5章 評価と進行管理

1 計画の検証・評価	29
------------	----

■第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、教育全般にわたる長期的な視点に立った理念と方向性を示すものとして、平成8年度に「愛川町『人づくり』基本構想」を掲げ、その後、基本構想の理念やめざす人間像などの基本的な考え方を取りまとめた「愛川町教育基本方針」を策定し、教育施策を進めてきました。

こうした中、平成27年度には、本町の教育振興に関する総合的な目標や施策の根本方針として「愛川町教育大綱」を定め、当大綱に掲げる基本理念や基本目標を具現化するため、平成29年度から令和4年度までを計画期間とする「愛川町教育振興基本計画」を策定し、笑顔あふれる未来を担う人づくりをめざして、教育・文化・スポーツの推進に努めてきました。

この間、我が国の社会情勢は、少子高齢化や人口減少、ICTを駆使した先進技術の到来、また、SDGs※1を踏まえた持続可能な社会活動の推進など、社会基盤が急激に変化しています。

さらには、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や不安定な国際情勢、近年頻発・甚大化している自然災害などへの対策など、多くの課題も山積しています。

こうした時代を迎える中で、新たな社会を創造するとともに、国際的で多様な視点を持ち、協力しながら課題解決に取り組む人材の育成など、Society 5.0※2時代に必要な施策を推進しなければなりません。

そのためには、地域・家庭・学校が連携・協働し、社会全体で教育力の向上に取り組むこと、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的学び」を実現し、持続可能な社会の創り手を育成すること、生涯学習や生涯スポーツ・レクリエーションに親しみ、知性と健康を兼ね備えた人材を育成すること、様々な場面で児童生徒の安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備することなどが必要となります。

そこで、「愛川町教育大綱」に基づいた教育振興をさらに推進するため、ここに「第2次愛川町教育振興基本計画」を策定し、未来の愛川町を担う人材の育成を目指すこととします。

※1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、国際社会が2030年までに達成すべき目標を定めたもの。飢餓や貧困の撲滅、気候変動対策等の17のゴールから成る。

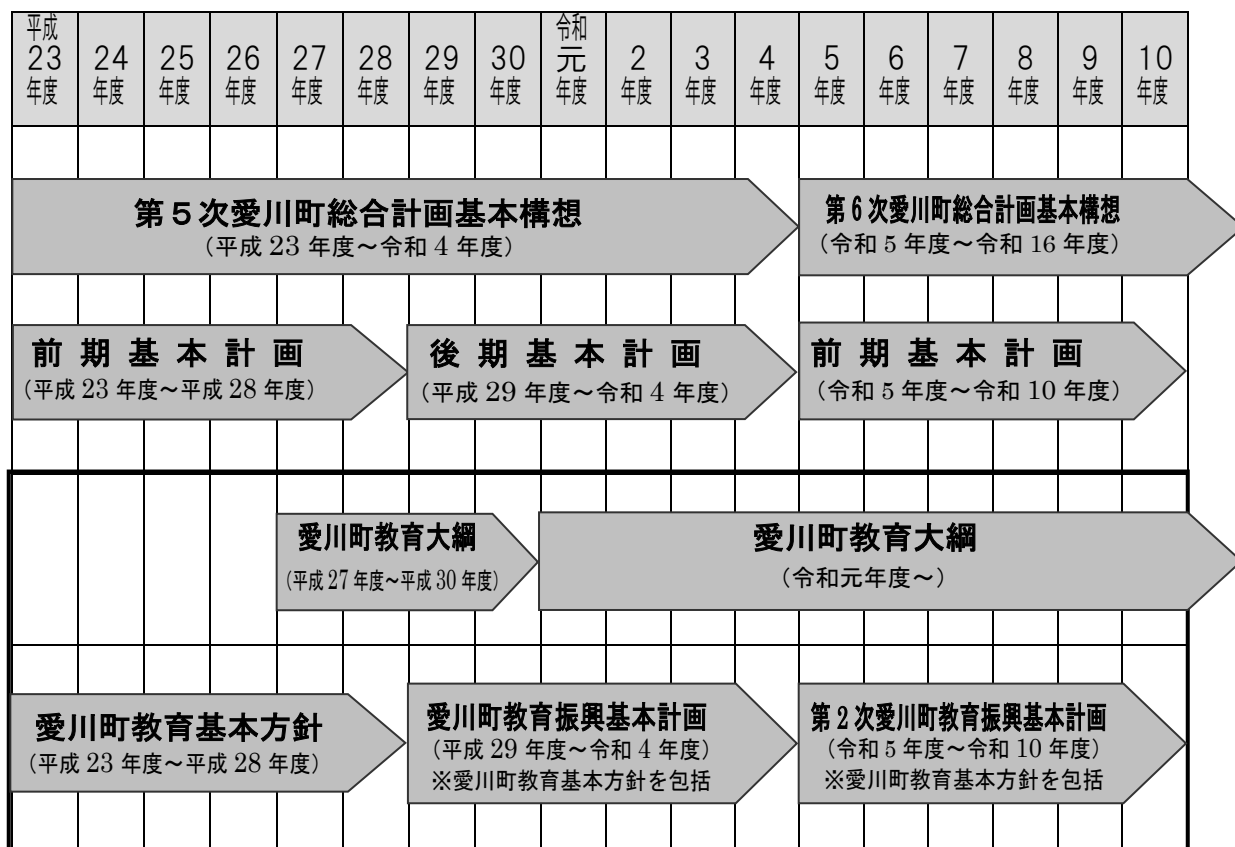
※2 Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格を持つとともに、「第6次愛川町総合計画前期基本計画」の教育分野に関する個別計画として位置付け、本町における教育施策の基本的な方向を示すものとなります。

3 計画期間

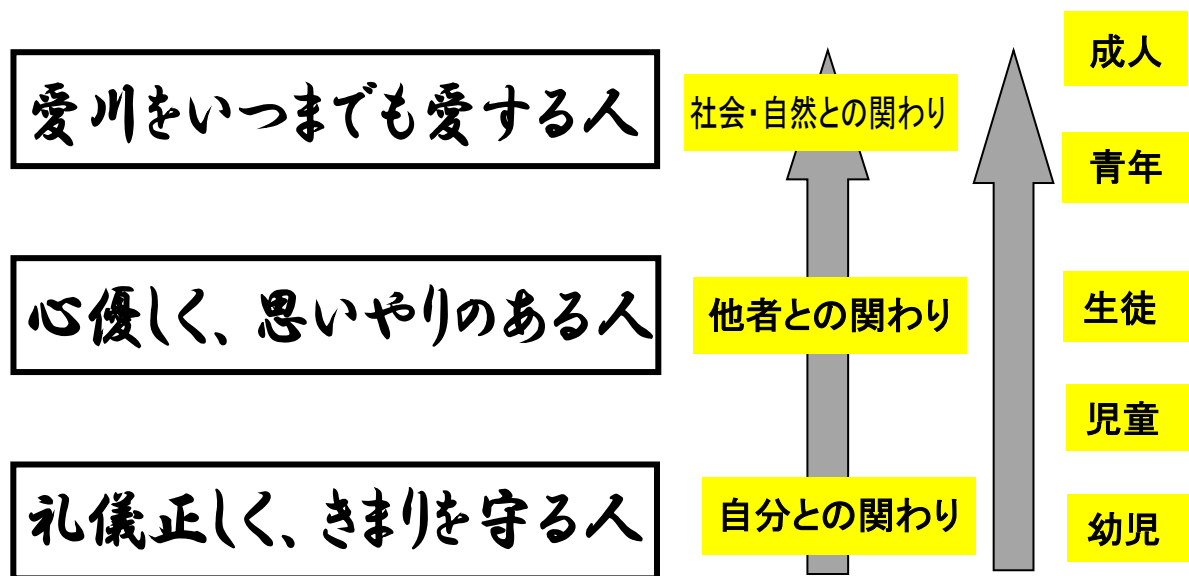
計画期間は、「第6次愛川町総合計画前期基本計画」の計画期間に合わせて、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。



■第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

令和元年度に改定した「愛川町教育大綱」では、「未来の愛川町を担う人材の育成をめざして」というテーマのもと、次の3項目を基本理念としました。



この3つの理念は3重の複層構造となっており、下段の「礼儀正しく、きまりを守る人」は自分との関わり、中段の「心優しく、思いやりのある人」は他者との関わり、上段の「愛川をいつまでも愛する人」は社会・自然との関わりの中で達成されるものです。

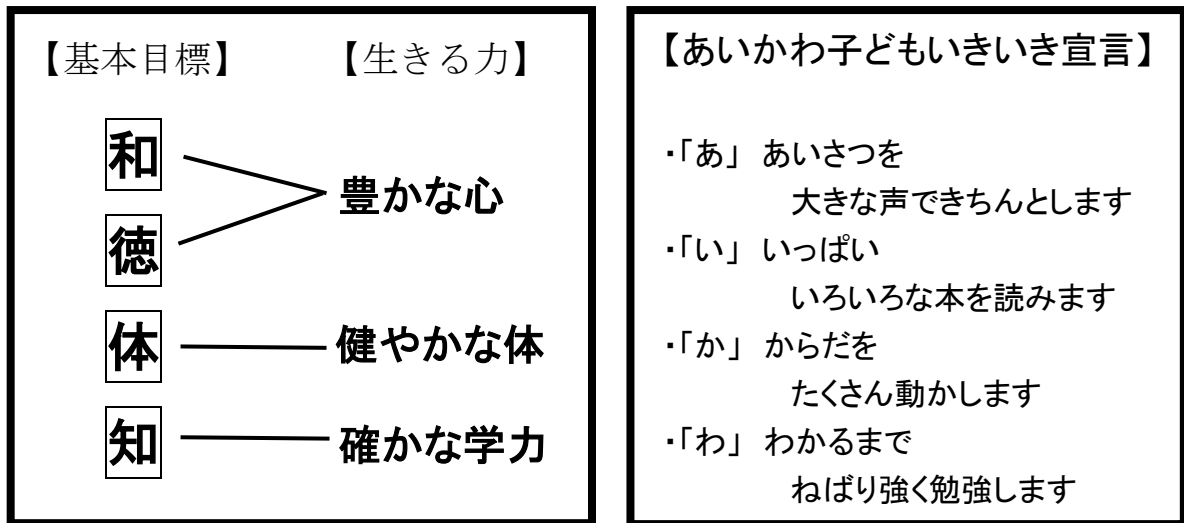
また、一番下の理念から順次、上の理念へと進んでいく人材育成の過程は、幼児から成人への成長過程そのものです。

2 基本目標

基本理念にある「人」を育てるため「和・徳・体・知」の漢字一文字で象徴される4つの基本目標を定めました。

そして、地域・家庭・学校の教育力を活かしながら、この「和・徳・体・知」の4点の調和のとれた人材を育てます。

この4点を育てることは「生きる力」（新しい時代に必要となる「資質・能力」）を育成することにもつながります。



以下の「和・徳・体・知」の4つの漢字の後に示したものが、基本目標です。

それぞれの基本目標には、低学年の児童にもわかりやすい「あ・い・か・わ」の文字で始まる「あいかわ子どもいきいき宣言」をリンクさせています。

また、それぞれの「視点」と「運動」が具体的な手立てとなっています。

基本目標	和 互いに協力し合える社会性のある人間の育成
いきいき宣言	あ いさつを 大きな声できちんとします
視点	地域 に学ぶ 豊かな 社会体験
運動	あいさつ・声かけ 運動

あいさつや声かけを通して豊かな人間関係を築き、互いに助け合うことや協力し合うことの大切さを実感させ、社会性を育みます。

基本目標	徳 明るく、心豊かな人間の育成
いきいき宣言	いっぱい いろいろな本を読みます
視点	文芸作品に学ぶ 豊かな情操体験
運動	読書・読み聞かせ運動

人間の生き方を示唆し、心を豊かにしてくれる児童文学を通して、明るく前向きに生きる姿勢や豊かな心、表現力を育みます。

基本目標	体 健康・体力を増進し、 ^{いのち} 生命を尊重する人間の育成
いきいき宣言	からだを たくさん動かします
視点	自然に学ぶ 豊かな直接体験
運動	体験・身をもって学ぶ運動

自然の中などで、体全体の五感を働かせた直接体験を繰り返し行うことを通して、健康・体力の増進を図ります。

基本目標	知 学ぶ楽しさを知り、個性を伸ばす人間の育成
いきいき宣言	わかるまで ねばり強く勉強します
視点	先人に学ぶ 豊かな学習体験
運動	自学・家庭でも学ぶ運動

自分から進んで学ぶことや家庭で学ぶことを通して、学ぶ楽しさを味わわせるとともに、個性の伸長を図ります。

■第3章 基本方針

1 学校教育の基本方針

【基本方針1】

◆夢と感動にあふれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、児童生徒の「生きる力」の育成を推進します。

現代は、要支援家庭をはじめ、保護者や地域等への外部対応、虐待やSNSに関するトラブルが増加するなど、学校を取り巻く環境は深刻かつ複雑化しており、引き続き学校と家庭・地域が連携し、学校教育の充実を図ることが重要です。そのためには、学校が児童生徒はもとより、保護者・地域住民・教職員にとっても、夢と感動にあふれた「魅力ある学校」であることが求められているとともに、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と発達の段階に応じた児童生徒に「生きる力」を身に付けさせることが必要です。

【基本方針2】

◆児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう、教育環境の整備充実を推進します。

学校における暴力・いじめ・SNS上のトラブル・不登校など児童生徒における指導上の諸問題に対し、適切に対応していくとともに、外国につながる児童生徒や経済的な支援を要する家庭などへの対応を引き続き充実させていく必要があります。

さらに、甚大化する自然災害や不審者対策、児童生徒の安全を脅かす様々な事象への対応など、安心して学べる教育環境の整備が必要です。

2 生涯学習の基本方針

【基本方針3】

◆多様な学習機会を創出し、生涯学習施設の充実や人材の育成と確保により、地域に根ざした生涯学習を推進します。

誰もが豊かな知識や経験のもとで充実した生涯を送るために、学んだことを活かし、交流の促進を図りながら、住民相互が支え合う社会の実現が重要となります。

そこで、住民の学習ニーズに応えることができるよう、生涯学習施設の充実や学習機会の提供、学習活動を支援する人材の育成・確保が必要です。

3 青少年教育・家庭教育の基本方針

【基本方針4】

◆地域・家庭・学校が協働し、家庭教育の支援や地域の教育力の向上、青少年の健全育成を推進します。

子どもを取り巻く環境、家庭や地域における関係性が大きく変化する中、次世代を担う子どもたちが、人々とのふれあいの中で健やかに成長できるよう、地域と家庭、学校や行政等が連携・協働する教育体制の強化が必要です。

4 スポーツ・レクリエーションの基本方針

【基本方針5】

◆「町民みなスポーツの町宣言」・「愛川健康のまち宣言」の趣旨に基づき、スポーツ等の振興・普及を推進します。

年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが生涯を通じてスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、活動の機会と指導體制の充実を図り、健康づくりからスポーツに関連した資質・技術の向上まで、広くスポーツ等の普及に努める必要があります。

5 文化の振興の基本方針

【基本方針6】

◆心豊かな社会としていくため、芸術・文化活動の振興と文化財保護を推進します。

住民の自主的で創造的な文化活動を促し、特色ある地域文化の創造に努めるとともに、歴史と伝統によって培われたふるさとの文化の継承と活用を図ることが必要です。

教育振興基本計画の体系図

基本理念

愛川をいつまでも
愛する人

心優しく、思いやり
のある人

礼儀正しく、きまり
を守る人

基本目標

和

互いに協力し合える
社会性のある人間の育成

徳

明るく、心豊かな人間
の育成

体

健康・体力を増進し、
いのち生命を尊重する人間の育成

知

学ぶ楽しさを知り、
個性を伸ばす人間の育成

基本方針

重点施策

【基本方針1】

◆夢と感動にあふれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、児童生徒の「生きる力」の育成を推進します。

- 1 魅力や特色ある学校づくりの推進
- 2 生きる力（「資質・能力」）を育成する教育の充実
- 3 教育課題調査・研究の充実

【基本方針2】

◆児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう、教育環境の整備充実を推進します。

- 1 一人ひとりに応じた教育の充実
- 2 学校施設・教育環境の整備と充実
- 3 就学支援と教育費負担の軽減

【基本方針3】

◆多様な学習機会を創出し、生涯学習施設の充実や人材の育成と確保により、地域に根ざした生涯学習を推進します。

- 1 生涯学習の推進体制の整備
- 2 生涯学習活動の推進

【基本方針4】

◆地域・家庭・学校が協働し、家庭教育の支援や地域の教育力の向上、青少年の健全育成を推進します。

- 1 子どもが主役となる活動の推進
- 2 青少年活動の支援
- 3 青少年健全育成の推進
- 4 家庭教育の支援の充実

【基本方針5】

◆「町民みなスポーツの町宣言」・「愛川健康のまち宣言」の趣旨に基づき、スポーツ等の振興・普及を推進します。

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

【基本方針6】

◆心豊かな社会としていくため、芸術・文化活動の振興と文化財保護を推進します。

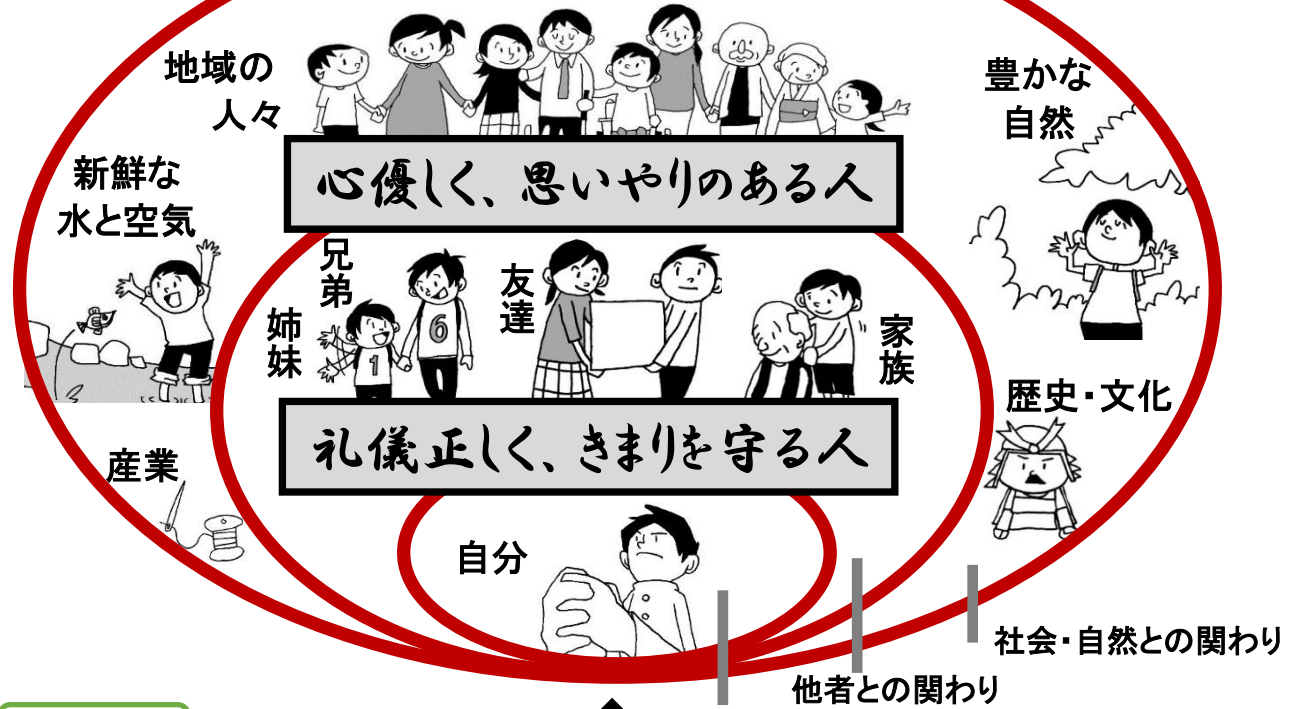
- 1 芸術・文化活動の振興
- 2 文化財の保存・保護
- 3 文化財の活用

愛川町教育大綱のイメージ図

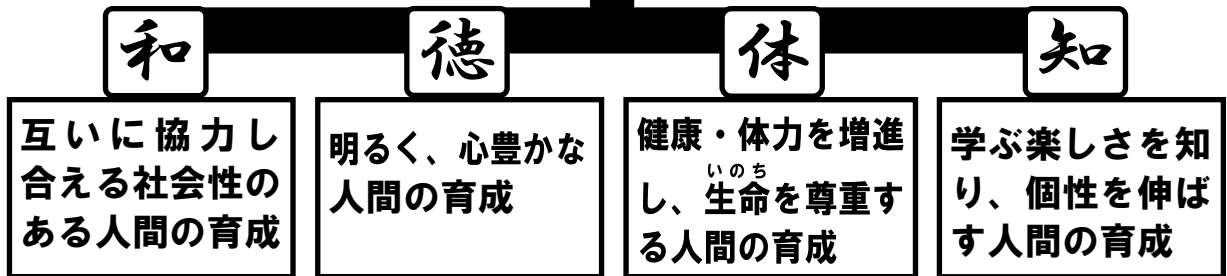
～未来の愛川町を担う人材の育成をめざして～

基本理念

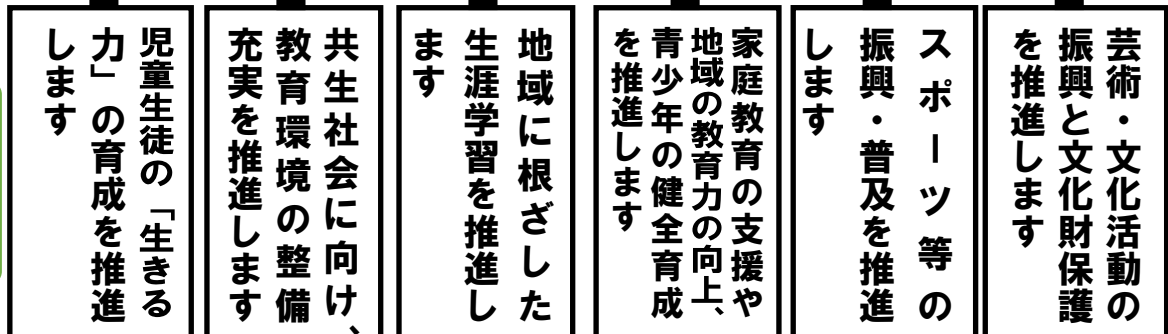
愛川をいつまでも愛する人



基本目標



基本方針



■第4章 重点施策

1 学校教育の重点施策

【基本方針1】

◆夢と感動にあふれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、児童生徒の「生きる力」の育成を推進します。

【施策の方向】

社会に開かれた特色ある学校づくりを通して、児童生徒、保護者、地域住民、教職員にとって学校が夢と希望にあふれた魅力あるものとなるよう努めていきます。また、「豊かな心」・「健やかな体」・「確かな学力」など、児童生徒の「生きる力」（新しい時代に必要となる「資質・能力」）の育成に、引き続き努めていきます。

【重点施策1】魅力や特色ある学校づくりの推進



(1) 学校経営の充実・改善

「社会に開かれた教育課程」の推進を図るため、学校運営協議会をはじめ、学校評価や魅力ある学校づくり推進事業の充実、教育課題研究校の推進などに取り組みます。

また、小中一貫教育や連携型中高一貫教育など、異校種（幼・保・小・中・高・特支）間の連携推進、学校経営の充実・改善を図ります。

- 学年・学級経営の充実
- 魅力ある学校づくり・地域とともにある学校づくりの推進
- 学校運営協議会制度・学校評価の充実
- 部活動の充実・部活動の地域移行の検討
- 小中一貫教育の充実・連携型中高一貫教育など、異校種（幼・保・小・中・高・特支）間の連携・交流の推進

(2)ICT教育の充実と教育DX※3・キャリア教育等の推進

ICTの活用により児童生徒一人ひとりの多様な状況やニーズに対応した「個別最適な学び」が保障されるよう、ICT教育の充実、教育DXや義務教育9カ年を通じたキャリア教育等の推進に努めます。

- 「個別最適な学び」を推進するためのICT教育の充実
- 教育DXの推進
- キャリア教育等の推進

※3 教育DX：教育において最新のデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

【重点施策2】生きる力(「資質・能力」)を育成する教育の充実



(1)豊かな心を育む学習指導等の推進

「あいかわ子どもいきいき宣言」に基づき、読書活動や人権教育の推進を図ります。また、地域や高齢者とのふれあいを通じて、豊かな人間性を育む体験学習等を推進します。

- 読書活動・人権教育の推進
- ふれあいを通じ、豊かな人間性の育成を目指した道徳教育の推進
- 小中学生と高齢者等とのふれあい体験の推進

(2)「確かな学力」を身に付けさせる学習指導等の充実

新しい時代に必要となる「資質・能力」の育成のため「生きて働く知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」に努めるとともに「協働的な学び」の充実に努め、学力の実能を把握し、家庭との連携による学習習慣の定着に取り組みます。

- 探求的な活動や体験活動等を通じた「協働的な学び」の充実
- 学力向上を目指した授業改善や指導法の工夫
- 新学習指導要領(令和2年度～)に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 外国語教育など小学校における専科教育の推進、各教科等における言語活動の充実
- 読書活動・学校図書館の充実
- 家庭との連携による学習習慣の定着

(3) 学校給食と健やかな体を育てる食育等の充実

児童生徒の健やかな成長を育むため、安心・安全な学校給食の運営に努めます。また、栄養教諭や養護教諭等が中心となり、食育や体力づくりを推進するとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実を図ります。

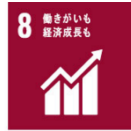
さらに「あいかわ子育ていきいき宣言」の普及啓発を図るなど、家庭との連携による生活習慣の確立に取り組みます。

- 「親子方式」による温かい中学校給食の充実
- 「愛川パクパクデー」などを活用した食育の推進
- 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導等の内容・回数
の充実
- 給食費に係る公会計化の検討
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進及び保健安全教育・指導
の充実
- 家庭との連携による生活習慣の確立
- 体力づくりの推進



令和2年度からスタートした「親子方式」による温かい中学校給食

【重点施策3】教育課題調査・研究の充実



(1) 教育課題の把握や調査・研究

児童生徒の学習状況及び生活実態の調査に取り組むとともに、教育関係機関との連携を図ります。

- 児童生徒の学習状況及び生活実態の調査
- 魅力ある学校づくりのより一層の推進に係る研究
- 教職員の働き方改革に向けた調査・研究
- 新学習指導要領に即した小学校社会科副読本の活用方法の充実

(2) 各研究団体等の支援及び研修の充実

教育課題研究グループの支援や町立小中学校教育研究会との連携・支援の充実に取り組みます。また、授業力向上を図る研修の充実に努め、児童生徒指導の充実強化を図ります。

- 教育課題研究グループ等の支援
- 町立小中学校教育研究会との連携及び支援の充実
- 授業力向上を図る研修の充実
- 児童生徒指導の充実強化

(3) 教職員の資質向上

教職員の資質向上のために、研修及び校内研究・学校訪問指導の充実を図り、児童生徒にとって学校や学級、授業が魅力あるものとなるよう取り組みます。

- 授業力向上に向けた教職員研修の充実
- 校内研究・学校訪問指導の充実
- 子どもと向き合う時間を確保するための多忙化解消
- 教育情報の収集・提供

【基本方針2】

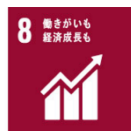
◆児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう、教育環境の整備充実を推進します。

【施策の方向】

各種派遣事業や相談事業の充実を通して、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた個別最適な教育の推進、不登校・いじめ問題の解消等に努めていきます。

また、安全教育や防災教育の推進を図るとともに、学校施設の整備と充実に努めていきます。

【重点施策1】一人ひとりに応じた教育の充実



(1)教育相談や支援体制づくりの推進

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育相談員等による継続性のある教育相談・支援の充実を図ります。

また、不登校等の児童生徒への指導・支援を充実させるとともに、相談指導教室の運営の充実に取り組みます。

- スクールカウンセラー等による継続性のある教育相談の充実
- スクールソーシャルワーカー等による家庭支援の充実
- いじめ・不登校等、支援を要する児童生徒への指導・支援の充実
- 相談指導教室の運営の充実

(2)児童生徒指導・支援の充実

いじめや不登校のほか、SNSに関わるトラブル、ヤングケアラー※4など新たな課題の解消に向けた指導を充実させるとともに、アセスメントを活用した児童生徒理解と教育相談・支援の充実に取り組みます。

また、課題解決に向け、学校と家庭・地域及び関係機関との連携強化を図ります。

※4 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。

第4章 重点施策

- いじめ・不登校等の解消と要支援家庭への支援に向けた取組みの充実
- SNS関連のトラブルの解消に向けた取組みの充実
- アセスメントを活用した児童生徒理解と教育相談・支援の充実
- 学校と家庭・地域及び関係機関との連携強化

(3) 支援教育の充実

就学相談・教育相談を充実させ、支援を要する児童生徒に対する理解の促進やインクルーシブ教育の推進を図るとともに、特別支援教育体制の整備・推進と交流及び共同学習の充実を図ります。

また、小中学校における放課後学習「あすなる教室」や「かえで教室」、「ひのき教室」の充実に取り組むとともに、家庭における学習習慣の定着と学力向上を図ります。

- 就学相談・教育相談の充実やインクルーシブ教育の推進
- 特別支援教育体制の整備・推進と交流及び共同学習の充実
- 小中学校における放課後学習「あすなる教室」（小学校）や「かえで教室」（外国籍等）、「ひのき教室」（中学校）の充実
- 学校教育相談員等、巡回相談の充実

(4) 外国につながるのある児童生徒への指導・支援の充実

日本語指導を必要とする児童生徒に対し、スペイン・ポルトガル語等が話せる指導協力者を派遣し、外国につながるのある児童生徒の学習指導や適応指導を充実させます。また、幼・保・小・中・高・特支の連携に努め、日本語指導教室の充実を図ります。

- 日本語指導教室の充実
- 小学校における外国語専科教育の推進
- グローバル化に即した国際理解教育の充実

(5) GIGAスクール構想※5による「個別最適な学び」の充実

国が推進しているGIGAスクール構想に基づき、ICT機器を活用することで、個性や発達の段階に違いのある多様な児童生徒を、誰一人取り残すことがないように、引き続き「個別最適な学び」の推進を図ります。

※5 GIGA スクール構想：児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

第4章 重点施策

- 一人一台端末や高速ネットワーク環境の適切な管理・運用
- 教職員のICT活用に係るスキル向上への支援
- 一人一台端末を活用した「個別最適な学び」の推進

【重点施策2】学校施設・教育環境の整備と充実



(1) 安全教育・安全管理の充実・徹底

生活・交通・防災にかかる安全教育の充実や保健・安全管理の徹底に取り組み、子どもたちの安全な環境づくりに努めます。

- 生活・交通・防災にかかる安全教育の推進
- 学校における保健・安全管理の徹底
- 地域住民と連携した児童生徒の通学等見守り活動の推進
- 通学路の安全対策の強化

(2) 緊急時における安全対策の推進

近年頻発・甚大化している台風などの自然災害や不審者侵入時等にも対応できるよう、学校における危機管理体制の点検と見直しを行うとともに、関係機関と連携しながら安全対策を推進します。

- 学校における危機管理対策の推進
- 不審者への安全対策の充実
- 緊急時対応の共通理解促進

(3) 学校施設・教育環境の整備・充実

児童生徒の安全や適切な学習環境を維持するため、小中学校の教育設備や教育施設、教育環境の整備・充実を図ります。

- 老朽化に伴う施設・設備の計画的な整備・更新
- 多様な教育的ニーズに配慮した施設の整備・更新
- ICT環境の整備・充実
- 施設のバリアフリー化など、安全な学校づくりの推進
- 少人数学級の実現と柔軟な学級編制のための制度改正に向けた関係機関への要望

【成果指標】

●学校に行くのは楽しいと思う小学6年生の割合

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
81.2%	95%	第5次総合計画の目標を引き続き目指す

●学校に行くのは楽しいと思う中学3年生の割合

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
78.9%	90%	小学6年生と同程度の伸び率を設定

【重点施策3】就学支援と教育費負担の軽減



(1) 経済的な理由により小中学校への就学が困難な世帯に対する援助

全ての子どもに等しく教育の機会が確保されるよう、就学援助事業及び特別支援教育就学奨励事業等の充実に取り組み、家庭の経済的負担の軽減を図ります。

- 児童生徒への教材費の一部助成
- 経済的な理由により小中学校への就学が困難な世帯に対する援助
- 各種援助制度の研究

(2) 高等学校等への就学に係る経済的支援

高等学校等の通学に要する経費一部助成を継続するとともに、入学に係る費用を助成するなど、家庭の経済的負担の軽減を図り、教育環境の充実に努めます。

- 高等学校等通学助成事業の充実
- 高等学校等入学準備金事業の継続
- 各種援助制度の研究

(3) 感染症まん延下等、非常時における学びを確保するための支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や不安定な国際情勢に伴う原油価格・物価高騰などの非常時においても、子どもたちの学びが確保できるよう、教育支援の充実に努めます。

- 国費などの財源を活用した支援策の推進
- 様々なリスクから安心して教育が受けられる環境を確保するための施策の実施
- 一人一台端末の持ち帰り等による家庭学習の推進・支援



2 生涯学習の重点施策

【基本方針3】

◆多様な学習機会を創出し、生涯学習施設の充実や人材の育成と確保により、地域に根ざした生涯学習を推進します。

【施策の方向】

誰もが生きがいを持って楽しく学び、より質の高い生活ができる環境の構築に向けて、多様な学習ニーズに応える充実した生涯学習の場の提供と、社会参画を促す取り組みを推進します。また、生涯学習の拠点となる公民館や図書館の機能充実を図り、地域コミュニティの活性化に努めていきます。

【重点施策1】生涯学習の推進体制の整備



身近な学習の場として児童館等の活用を推進するとともに、コミュニティ活動などを支援する場として公民館や図書館の機能の充実を図ります。

また、町内の施設はもとより生活圏の広がりなどにより、町外の施設も広く利用されていることから、公共施設の相互利用など広域的な連携による学習機会の提供に努めます。

- Wi-Fiの提供など、コミュニティ活動を支援するための公民館機能の充実
- 児童館や地域集会施設の利活用促進
- 電子図書の活用など、図書館機能の充実
- 図書館、半原・中津公民館の蔵書の充実
- 近隣自治体との図書館の相互利用及びネットワークの活用

【重点施策2】生涯学習活動の推進



生涯学習推進プランに基づき、町民大学や公民館における各種の講座・教室など、住民が気軽に参加できる多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習を指導する人材の発掘・養成に取り組むとともに、学習活動を行う団体等の育成と交流活動の促進を図ります。

- 生涯学習推進プランに基づく事業展開
- 学習情報の提供や相談体制の充実
- 生涯学習を指導する人材の発掘・育成
- 研修会や講座等の生涯学習機会の提供
- 学習活動を行う団体・グループの育成と交流活動の促進
- 読書普及活動の推進

【成果指標】

●公民館利用者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
119,002人/年	123,000人/年	約3%の増 ※ 基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定



3 青少年教育・家庭教育の重点施策

【基本方針4】

◆地域・家庭・学校が協働し、家庭教育の支援や地域の教育力の向上、青少年の健全育成を推進します。

【施策の方向】

次世代を担う子どもたちが、家庭や地域の中で健やかに成長できるよう、コミュニケーションの場や多様な体験と活動機会を提供するとともに家庭教育を支援し、青少年の健全育成に努めていきます。

【重点施策1】子どもが主役となる活動の推進



子どもが主体性を持って、健やかに成長することができるよう、地域活動等を通じた多世代の交流に取り組みます。

また、放課後の子どもの居場所づくりの充実に取り組みます。

- 地域イベントや子ども会活動等を通じた幅広い世代の交流
- 小学校や児童館等における「かわせみ広場」の充実
- 放課後児童クラブの充実

【重点施策2】青少年活動の支援



ジュニアリーダー研修会や県外交流事業などを実施し、青少年活動を充実させるとともに、青少年健全育成者研修会の開催などにより、青少年指導者の育成を図ります。

第4章 重点施策

- 青少年体験活動の推進
- 青少年の社会参加活動の促進
- 高校生ボランティア活動への支援
- 青少年指導者の育成
- 児童館・青少年広場の充実

【重点施策3】青少年健全育成の推進



地域と家庭、学校や行政等、多様な主体が連携・協働する教育体制により、青少年健全育成活動を推進します。

- 地域学校協働活動の推進
- 地域、家庭、学校、青少年健全育成団体、警察等の連携による青少年の成長を支える活動の推進
- 「あいさつ、声かけ運動」等青少年の健全育成に向けた地域づくり
- 社会教育関係団体との連携・支援

【重点施策4】家庭教育の支援の充実



「あいかわ子育ていきいき宣言」や「家庭の日」の啓発に努めるとともに、愛川町家庭教育推進リーフレットなどにより、家庭教育推進と学校や地域との協働に取り組みます。また、PTA連絡協議会と連携して各学校のPTAを支援し、地域・家庭・学校の連携強化を図ります。

第4章 重点施策

- 「あいかわ子育ていきいき宣言」や「家庭の日」※6の普及・啓発や家庭教育学級の開催
- 愛川町家庭教育推進リーフレットによる啓発
- 家庭教育学級・講座等の充実
- PTAの活動支援

※6 家庭の日：子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちを育むために、家庭でのコミュニケーションを大切にする日で、毎月第3日曜日

【成果指標】

●ふれあいレクリエーション参加者数

基準値（令和元年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
2,344人	2,650人	50人以上増／年 ※ 基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定



県立愛川ふれあいの村での
体験イベント

4 スポーツ・レクリエーションの重点施策

【基本方針5】

◆「町民みなスポーツの町宣言」・「愛川健康のまち宣言」の趣旨に基づき、スポーツ等の振興・普及を推進します。

【施策の方向】

年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが健康でスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう生涯スポーツの推進に努めます。また、町民の健康・体力づくり、スポーツに関連した資質・能力の向上、また、体育施設利用の推進等に努めていきます。

【重点施策1】生涯スポーツの推進



スポーツ指導者の発掘・養成、スポーツ推進委員の研修・育成に取り組みます。また、スポーツ協会やスポーツ少年団への支援などスポーツ団体組織の強化やスポーツ活動・イベントの促進、スポーツ施設の充実に努めます。

- スポーツ指導者の発掘・養成
- スポーツ団体組織の強化と自主的なスポーツ活動の促進
- 生涯スポーツの普及を行う組織への支援
- 駅伝大会等スポーツイベントの充実、地域でのスポーツ活動の振興
- 各種スポーツ教室の充実
- スポーツ施設の機能の充実



【重点施策2】生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進



スポーツ活動を日常生活の中の一つと位置づけ、生涯スポーツ・レクリエーション、身体活動の普及に取り組むとともに、学校体育施設の開放とスポーツ活動の推進に努めます。

- スポーツ推進委員による体力づくりの推進
- 保健行政との連携による生涯スポーツの推進
- 生涯スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集・提供
- 生涯スポーツ・レクリエーションの普及を行う組織への支援

【成果指標】

●スポーツ施設利用者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
390,474人/年	403,000人/年	約3%の増 人口減少・少子高齢化社会においてもスポーツ人口の増加を目指す。 ※ 基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定



2022 あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル

5 文化の振興の重点施策

【基本方針6】

◆心豊かな社会としていくため、芸術・文化活動の振興と文化財保護を推進します。

【施策の方向】

本町をかたち創ってきた歴史の周知や芸術・文化活動の振興に努めます。また、郷土の歴史や伝統文化を継承するとともに、文化財を有効活用して、地域の特色を生かした潤いと彩りのある文化の創造に努めていきます。

【重点施策1】芸術・文化活動の振興



① 芸術・文化活動の推進

優れた芸術活動に接する機会の提供や文化会館・公民館・児童館・郷土資料館等を活用した芸術・文化活動の魅力発信とイベントの開催に努めます。

- 優れた芸術・文化活動に接する機会の提供
- 芸術・文化活動の魅力発信とイベントの開催
- 公民館や児童館等を拠点とした住民の芸術・文化活動を発表する機会の提供

② 芸術・文化活動を担う指導者・団体や後継者への支援

文化協会や芸術・文化団体への支援を図るとともに、新たな芸術・文化活動団体の組織化を支援し、各種活動を担う指導者・後継者の育成に取り組みます。また、若者主体の文化イベントの開催に取り組みます。

- 文化協会の組織強化、団体・グループ相互の交流活動の促進
- 各種芸術・文化活動を担う指導者、後継者の育成
- 文化協会・芸術・文化団体への支援
- 新たな芸術・文化活動団体の組織化を支援

【重点施策2】文化財の保存・保護



文化財の保存・調査の推進、文化財保護の啓発活動の推進を図ります。また、民俗芸能や伝統技術など地域文化の保存・継承に取り組みます。

- 文化財の保存と継承、調査の推進
- 文化財保護の啓発活動の推進
- 民俗芸能、伝統技術など地域文化の保存・継承

【重点施策3】文化財の活用



古民家山十郎を活用した各種イベント等の開催、郷土資料館を拠点とした文化財の保存と利活用に取り組みます。

- 懐かしの学び舎や古民家山十郎を活用した各種講座等の開催
- 郷土資料館を拠点とした文化財の活用

【成果指標】

●郷土資料館入館者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
55,887人/年	58,000人/年	約3%の増 魅力的な企画展や講座を開催し、入館者数の増加を目指す ※ 基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定

■第5章 評価と進行管理

本計画を着実に推進し、未来の愛川町を担う人材を育成していくためには、各施策の取組状況を検証・評価し、その後の事業展開に役立てていく必要があります。

そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価」を活用して進行管理を行い、より効果的な取組みを進めていきます。

なお、今後の社会経済情勢の変化や国の制度改正等、教育を取り巻く環境の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。



神奈川県内陸工業団地協同組合提供

愛川町教育振興基本計画

令和5年3月

発行 愛川町教育委員会

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

電話 046-285-2111（代）

FAX 046-286-4588